

それゆけ! ほむらくんの 実践防火講座!

第11回 警報設備②

(非常警報器具・設備、火災通報装置、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器)

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

今回は、「自動火災報知設備」以外の警報設備 (非常警報器具・設備、火災通報装置、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器) について説明します。



火災が起きた時、少しでも早く火災発生を知らせるため、いろいろな種類の警報設備があるんだ。よく目にする設備として、携帯用拡声器などの「非常警報器具」、非常ベル・自動式サイレン・放送設備などの「非常警報設備」がある。そのうち、音声警報を送ることができ「放送設備」の説明をするぞ。



警鐘



自動式サイレン



放送設備



携帯用拡声器

前に教えてもらった「自動火災報知設備」以外にも火災が起きたことを知らせてくれるものがあるの?」



消防用設備等の放送設備は、非常時に対応できるように基準があり、スピーカーはしっかり聞き取れるような音の大きさや配置、配線を耐熱配線にするなど、細かく定められているんだ。また、自動火災報知設備と連動して自動でメッセージが流れるものもあるぞ。



火事です!! 火事です!!
○階で火災が発生しました。
落ち着いて避難してください。

放送設備に信号が送られ自動的に放送設備が起動します



火災が発生すると...



放送設備って、業務放送と違つの?」



そんな違いがあるのね。他にも警報設備ってあるの？



ガス漏れ火災警報設備 (検知器)



火災通報装置



漏電火災警報器 (変流器)



地下街などでガス漏れが起きた時に知らせてくれる「**ガス漏れ火災警報設備**」、木造の建物などで漏電による火災を知らせるための「**漏電火災警報器**」、火災が起きた時に消防機関へ通報することができる「**火災通報装置**」など、いろいろあるんだ。

警報設備はいち早く初期消火や避難誘導させるためにとても重要な設備なので、訓練では積極的に活用してほしい。

たとえば、放送をする時に必要な内容を事前にまとめて準備しておけば、落ち着いて話すことができる。



また、最近の放送設備には、英語など多言語に対応したものや緊急地震速報が流れる製品もあるんだ。警報設備は設備ごとに作動する基準や特性、音が違う。いきなり大きな音が鳴ってびっくりしないように、消防用設備の点検時等にも確認してほしい。

ほむらくんの チェックポイント！

○非常警報器具・非常警報設備

- ・消防法施行令第24条
- ・用途及び収容人員により、必要な設備や器具が決められています。

(例) 物販店舗や飲食店、病院等では300人以上で放送設備の設置が必要

○ガス漏れ火災警報設備

- ・消防法施行令第21条の2
- ・地下街(16の2)項や特定用途の地階1000平方メートル以上等、及び温泉の採取のための設備が設置されているものに設置が必要

○漏電火災警報器

- ・消防法施行令第22条
- ・ラスメルタル造の建築物での漏電を検知するために設置

○火災通報装置

- (消防機関へ通報する火災報知設備)
- ・消防法施行令第23条
- ・あらかじめ録音したメッセージを手動起動装置の操作又は自動火災報知設備と連動して消防機関へ通報することができます

次回は「厨房設備」です。

